

土浦市議会議会報告会実施要項（案）

（趣旨）

第1条 この要項は、土浦市議会基本条例（平成〇〇年土浦市条例第〇〇号）第13条第2項の規定に基づき実施する議会報告会（以下「報告会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（実施回数等）

第2条 報告会は、年1回以上開催する。

2 報告会の開催の日程は、広報広聴委員会において決定する。

（実施内容）

第3条 報告会において報告する内容は、次に掲げる事項とする。

（1）議会の活動状況に関する事項

（2）予算等の審議状況に関する事項

（3）前2号に掲げるもののほか、重要と思われる事項

2 議員は、前項に規定する報告に関しては自己の意見を述べてはならない。ただし、議員個々の意見を求められた場合は、この限りでない。

3 前各項に規定するもののほか、報告会においてはテーマを設定し、市民との意見交換を行うものとする。

（報告会の運営）

第4条 報告会を円滑に運営するため、次に掲げる事項を広報広聴委員会において行うものとする。

（1）報告会の会場の決定

（2）報告会に付すテーマの選定

（3）報告会で使用する資料等の作成

（4）前3号に掲げるもののほか、報告会の運営に関する事項

（出席議員）

第5条 報告会に出席する議員（次条において「出席議員」という。）については、議長が議会運営委員会に諮って決定する。

（職務分担等）

第6条 出席議員の分担する職務は、概ね次に掲げるとおりとし、そ

の出席議員が協議し決定する。

(1) 司会者

(2) 報告者

(3) 記録者

2 質問等に対する答弁は、出席議員の中から司会者が指名した者が行うものとする。

(報告会の記録)

第7条 報告会の記録については、記録者が別記様式の議会報告会実施報告書(第9条において「報告書」という。)にその要点を筆記する。

(報告会開催の広報)

第8条 市民への周知を図るため、報告会の開催日時及び会場について議会報及び市議会ホームページに掲載する。

(報告会の結果報告)

第9条 広報広聴委員会は、報告会の結果について報告会終了後2週間以内に、報告書の提出により議長に報告する。

2 報告書の内容については、議長に提出された後速やかに市議会ホームページに掲載するものとする。

3 報告会においてなされた行政に対する要望・提言等で重要なものは、議会運営委員会で協議の上、議長が市長に文書等で報告するものとする。

(補則)

第10条 この要項に定めるもののほか、報告会の実施に関し必要な事項は、広報広聴委員会が定める。

付 則

この告示は、平成27年5月1日から施行する。

別記様式（第7条関係）

議会報告会実施報告書

開催日時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分	
開催場所		
出席議員	司会者	
	報告者	
	記録者	
参加人数	人	
実施内容		
主な意見 ・提言等		
その他 特記事項		

年 月 日

（報告先）土浦市議会議長

土浦市議会議会報告会実施要項第9条第1項の規定により提出します。

土浦市広報広聴委員会委員長

印